

世田谷区立学校における台風の接近・通過等に伴うガイドライン

(区立幼稚園、小・中学校あて)

教 育 指 導 課

1 ガイドライン作成の趣旨

世田谷区立幼稚園・小・中学校における台風の接近・通過や大雪における幼児・児童・生徒の安全を確保するため、登下校等の扱いについて、世田谷区として統一の基準を示すことを目的とする。

学校教育法施行規則第63条により、臨時休業等の決定権は校長にあることから、各園・学校の園長・校長においては、本ガイドラインに基づき、各学校の実態等にあわせて、安全対策を決定する。

決定した安全対策は、台風の接近・通過等が予想される前日までに、幼児・児童・生徒及び保護者に周知するとともに、各校内において共通認識を図り、確実に実施されるよう徹底すること。

なお、本ガイドラインを毎年度当初に全保護者あてに通知すること。(別添保護者あて通知を参照)

2 世田谷区としての基準（以下「ガイドライン」）

世田谷区（23区西部）に「暴風警報」（「暴風雪警報」を含む）が気象庁より発令された場合、各園・学校は、以下の基準に基づき、安全対策を講じるものとする。

（1）登校（登園）前に発令された場合

- ① 午前6時までに解除された場合・・・平常授業とする。
- ② 午前6時までに解除されない場合・・・全幼稚園、小・中学校を臨時休業日とする。
- ③ その他特別な対応が必要な場合 *学び舎内で対応を統一すること

（ア）園長・校長は、大雨、洪水、大雪（*）など、暴風警報以外の警報の発令状況や、各園・学校の実態、通園・通学路の状況等を踏まえ、幼児・児童・生徒の安全を確保し、繰り下げ登園・登校や臨時休業等の安全対策をとることができる。

* 区では、大雪（気象庁予報で積雪が30cm以上50cm未満）が想定される場合には、危機管理室により「(仮称) 応急対策本部」が組織され、区立学校を含めた区内施設の対応を検討することになっている。その場合は、園長会・校長会と連携し対応を協議する。

（イ）気象庁の情報により、翌日午前6時に暴風警報等が出ている可能性が高い場合には、前日のうちに臨時休業となる予定であることを知らせるケースもある。なお、進路がそれ、翌日午前6時に発令されていなかった場合には、平常保育・授業となることを付記しておく。これらの決定については、園長会・校長会と連携して前日の正午を目途に各学校へ連絡する。また、区や学校のホームページにアクセスできない場合や学校緊急連絡情報配信サービス「すぐーる」での通知が遅れる場合があるため、気象庁ホームページにて暴風警報（世田谷区）の有無を確認及び判断のお願いを付記しておく。

（ウ）公共交通機関の運休等により、教職員が通勤できないことが予想される場合、園長・校長は繰り下げ登園・登校や臨時休業等の対策をとることができる。

(2) 登園・登校後に発令された場合

「暴風警報」が発令された時刻や、その他の警報等の情報を勘案して、区としての安全対策を決定し、各学校に周知する。

- ① 幼稚園については、区の安全対策に基づき、「降園時刻前に」または「一時待機」してから、原則として、保護者の引き取りにより、降園させる。
- ② 小・中学校については、区の安全対策に基づき、「下校時刻前に」または「一時待機」してから、原則として、教職員等が付き添って、集団下校させる。

(3) 移動教室等宿泊行事や部活動が予定されている場合

移動教室等宿泊行事を予定している場合には、学務課・教育指導課と協議するとともに、現地の状況を踏まえた上で集合、出発時間、行程、実施内容の変更等、安全対策を講じる。

また、学校が臨時休業とした場合は、部活動も中止とする。

3 台風等接近時における事前の安全対策及び事後の安全点検

(1) 園内・校内施設設備の点検（例）

大雨、強風、大雪による被害が起きないように点検し、必要に応じた対策を行う。

事案	・浸水等による漏電被害・重要書類の浸水被害・窓ガラスの破損による精密機械の破損等
対策	・屋上やベランダ排水溝の清掃を行う ・ドア、窓ガラス等の施錠を確認する ・雨漏りが予想される場合ブルーシート等で事前に対策をしておく

(2) 運動場（屋外）の遊具等の点検（例）

強風等の影響により、遊具や樹木等の転倒や飛散等の被害が起きないように点検し、必要に応じた対策を行う。

事案	・バスケットボールゴール及びサッカーゴール等の転倒による被害 ・資材、備品等の飛散による地域への被害 特に屋外にある机、椅子、環境整備用機具等
対策	・転倒するような備品は倒して、しっかりと固定しておく ・サッカーゴール等のネットは外しておく ・防球用ネットは、下げておく

4 他の機関との情報連携及び対応連携

(1) 学び舎内の情報連携及び対応連携

学び舎内の幼・小・中学校との情報連携を必ず行う。特に兄弟姉妹が他園・他校にいる場合は、対応についても連携を図ることも考慮する。

(2) 新BOP等との情報連携及び対応連携

新BOPや学童クラブ等の関係機関と十分に情報連携をし、状況に応じて対応についても連携を図る。

平成26年4月作成
平成27年4月改訂
令和2年4月改訂
令和3年4月改訂